

議案第 6 2 号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

[改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、葬祭補償の額が引き上げられたことに伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

葬祭補償の定額部分の額を 3 3 0, 0 0 0 円（現行は、3 1 5, 0 0 0 円）に引き上げることとする。（第 1 8 条関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用